

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和5年12月22日
厚生労働省人材開発統括官付
人材開発総務担当参事官室

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案について、令和5年10月12日（木）から同年11月10日（金）まで及び同月20日（月）から同月24日（金）までの間、御意見を募集したところ、御意見は寄せられませんでした。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。